

作図可能な角について調べましょう

新潟大学教育学部
鈴木保高

I. 序

a が整数のときと, 有理数のときと, 有限小数のときについて, a° の角が作図可能であるための a の条件について調べる。

定義. $p = 2^{2^s} + 1$ ($s=0,1,2,3,\dots$) の形の素数をフェルマー型の素数という。

定理 1. (作図可能な正 n 角形)

$n \geq 3$ である整数 n に対して, 正 n 角形が作図可能であるための必要十分な条件は, n が次の形の整数である。

$$n = 2^m \cdot p_1 \cdot p_2 \cdot p_3 \cdots p_k$$

ここで, $p_1, p_2, p_3, \dots, p_k$ は異なるフェルマー型の素数で, $m \geq 0$, $k \geq 0$ である。

定理 2. (作図可能な n 度の角)

整数 n が 3 の倍数ならば, n° の角は作図できる。

定理 3. (作図できない n 度の角)

整数 n が 3 の倍数でないならば, n° の角は作図不可能である。

フェルマー型の素数は, 現在 $s=0,1,2,3,4$ のときの, $p = 3, 5, 17, 257, 65537$ のみが知られています。フェルマー型の素数は, この 5 個のみしか存在しないのではないかという予想があります。しかし, 証明はできていません。

良く知られた定理 1 の証明は省略します ([1]参照)。定理 2 と定理 3 は補題 4 と補題 5 を使えば証明できます ([2]参照)。

補題 4. (良く知られた作図可能と作図不可能の結果)

次の (イ) と (ロ) と (ハ) は成り立つ。

(イ) 60° の角は作図できる。

(ロ) 72° の角は作図できる。

(ハ) 20° の角は作図できません。

補題 5. (基本的な作図可能な操作)

次の角の作図は基本的な作図可能な操作です。

- (角の和) 作図できた角と作図できた角の和を作図できる。
- (角の整数倍) 作図できた角の整数倍の角を作図できる。
- (角の差) 作図できた角と作図できた角の差を作図できる。
- (角の二等分) 作図できた角の半分の角を作図できる。

II. 主定理

補題 6～定理 9 を準備して, 本書のメインである定理 10 と定理 11 を証明する。

補題 6. (最大公約数を 1 次結合の形で表す定理)

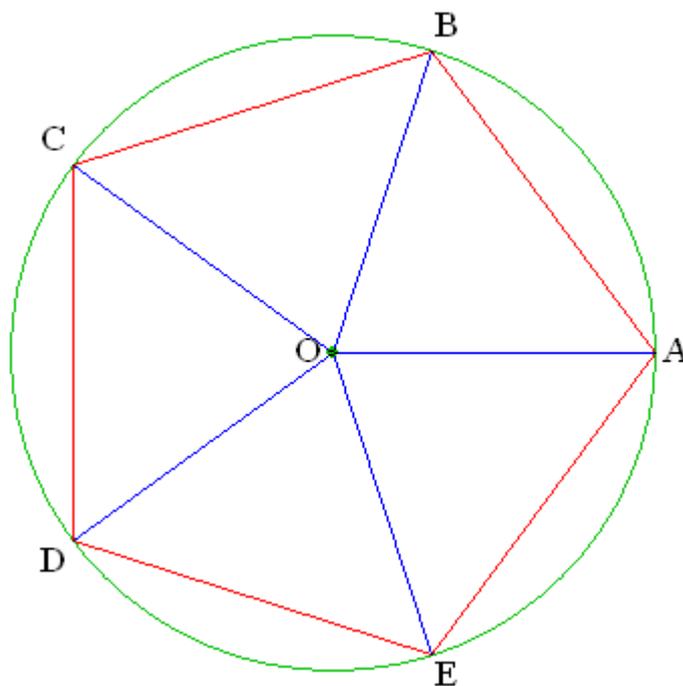
2 つの整数 a, b の最大公約数を d とする。このとき,
 $d = sa + tb$ を満たす整数 s, t が存在する。

定理 7. (作図可能な同値条件)

$n \geq 3$ の整数 n に対して, 次の条件は同値である。

- (A) $\frac{360^\circ}{n}$ の角は作図可能である。
- (B) 正 n 角形の中心角は作図可能である。
- (C) 正 n 角形は作図可能である。

証明. 明らか。



定理 8. ($\frac{360^\circ}{n}$ が作図できる正の整数 n について)

正の整数 n に対して, 次の (A) と (B) は同値である。

(A) $\frac{360^\circ}{n}$ の角は作図可能である。

(B) 正の整数 n は次の形の整数である。

$n = 1$, $n = 2$ と正 n 角形が作図可能な 3 以上の整数 n である。

$$n = 2^m \cdot p_1 \cdot p_2 \cdot p_3 \cdots p_k$$

ここで, $p_1, p_2, p_3, \dots, p_k$ は異なるフェルマー型の素数で, $m \geq 0$, $k \geq 0$ である。

証明. $n = 1$, $n = 2$ のとき, 明らかに $\frac{360^\circ}{n}$ は作図可能である。

条件 (A) は, 定理 7 の条件 (C) と同値である。従って, $n \geq 3$ のとき, $\frac{360^\circ}{n}$ の角が作図可能であるのは, n が次の形の整数のときである。(参: 定理 1)

$$n = 2^m \cdot p_1 \cdot p_2 \cdot p_3 \cdots p_k$$

ここで, $p_1, p_2, p_3, \dots, p_k$ は異なるフェルマー型の素数で, $m \geq 0$, $k \geq 0$ である。

(証明終)

定理 9. ($\frac{a^\circ}{b}$ が作図可能な分数 $\frac{a}{b}$ の分子 a は 3 の倍数である)

a は整数, b は 0 でない整数とする。

$\frac{a^\circ}{b}$ の角が作図可能ならば, a は 3 の倍数である。

証明. $\frac{a^\circ}{b}$ の角が作図可能ならば, 補題 5 により, $b \times \frac{a^\circ}{b} = a^\circ$ の角も作図可能です。

従って, 定理 2 と定理 3 により, a は 3 の倍数である。(証明終)

定理 10. ($\frac{a^\circ}{b}$ が作図可能な分数 $\frac{a}{b}$ について)

a は整数, b は正の整数, a と b は互いに素とする。このとき,

$\frac{a^\circ}{b}$ の角が作図可能であるための必要十分な条件は

- a は 3 の倍数であって,
- b は次の形の整数である。

$$b = 2^m \cdot q_1 \cdot q_2 \cdot q_3 \cdots q_h$$

ここで, $q_1, q_2, q_3, \dots, q_h$ は 3, 5 以外の異なるフェルマー型の素数で, $m \geq 0$, $h \geq 0$ である。

証明.

a, b の最大公約数は 1 であるから, 補題 6 により, $sa + tb = 1$ ($s, t \in \mathbb{Z}$) と表せる。

$$3sa + 3tb = 3, \quad 3s \times \frac{a}{b} + 3t = \frac{3}{b} \text{ が成り立つ。} \frac{a^\circ}{b} \text{ と } 3^\circ \text{ の角は作図可能だから,}$$

補題 5 により, $\frac{3^\circ}{b}$ の角は作図可能である。

$$\text{また, } 8 \times \frac{3^\circ}{b} = \frac{8 \times 3 \times 5 \times 3^\circ}{3 \times 5 \times b} = \frac{360^\circ}{3 \times 5 \times b} \text{ の角は作図可能であるから, 定理 8 により,}$$

$n = 3 \times 5 \times b$ が定理 8 の条件を満たす整数でなければならない。

故に b は次の形の整数でなければならない。

$$b = 2^m \cdot q_1 \cdot q_2 \cdot q_3 \cdots q_h$$

ここで, $q_1, q_2, q_3, \dots, q_h$ は 3, 5 以外の異なるフェルマー型の素数で, $m \geq 0$, $h \geq 0$ である。

逆に, b がこの形の整数ならば, $\frac{a^\circ}{b}$ の角が作図できることが示せる。(詳細略)

(証明終)

例. 分数の形で有限小数でない, $\frac{a^\circ}{b}$ の角が作図可能な簡単な数値の例として,

作図可能な $\frac{3^\circ}{17}$ の角があります。

定理 1 1. ($\frac{a^\circ}{b}$ が作図可能な分数 $\frac{a}{b}$ で $\frac{a}{b}$ が有限小数の場合)

a と b は正の整数とする。

$\frac{a^\circ}{b}$ の角が作図可能で, 正の有限小数である $\frac{a}{b}$ は次の形の分数に限る。

$$\frac{a}{b} = 2^m \cdot 3 \cdot k \quad (m \text{ は整数, } k \text{ は正の整数})$$

注. m は 0 でも, 負の整数でも良い。

証明. $\frac{a^\circ}{b}$ の角が作図可能であるから, 定理 10 の条件を満たしていなければならない。

更に, $\frac{a}{b}$ が有限小数である条件を追加すれば, 結論が成り立つ。(証明終)

例.

$$\frac{3^\circ}{2} = 1.5^\circ \text{ は作図可能。}$$

$$\frac{3^\circ}{5} = 0.6^\circ \text{ は作図不可能。}$$

$$\frac{3^\circ}{8} = 0.375^\circ \text{ は作図可能。}$$

$$\frac{378^\circ}{100} = 3.78^\circ \text{ は作図不可能。}$$

参考文献

- [1] I. スチュワート著, 新関章三訳, ガロアの理論, 共立出版, 1979.
- [2] 鈴木保高著, 作図可能な n° の角について, 数学セミナー, Note, 日本評論社, March 2002.